

令和8年度地域観光資源磨き上げ事業（ユニバーサルツーリズム普及事業） 業務委託 募集要領

1 業務の目的

高齢や障害の有無にかかわらず、訪日外国人観光客を含む、誰もが安心して県内各地を快適に旅行できる受入体制の整備や観光地情報の作成を行うことでユニバーサルツーリズムの普及・啓発を図る。

2 委託業務の概要

(1) 事業名

令和8年度地域観光資源磨き上げ事業（ユニバーサルツーリズム普及事業）業務委託

(2) 履行期限

令和9年3月24日(水)

(3) 業務概要

別添仕様書参照

3 応募に係る資格要件

(1) 法人であること。

(2) 次の各号いずれかにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 鹿児島県から指名停止措置を受けている者
- ③ 暴力団関係企業等

4 事業費

2,440千円以内(消費税及び地方消費税含む)

※ 履行までに要する全ての経費を含む。

5 委託契約に係る今後のスケジュール

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 企画募集開始 | 令和8年5月25日(月) |
| (2) 企画提案の質問受付期限 | 6月1日(月)17:00(必着) |
| (3) 質問回答掲載 | 6月8日(月) |
| (4) 参加申込書提出期限 | 6月26日(金)17:00(必着) |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 7月3日(金)17:00(必着) |
| (6) 受託事業者決定(予定) | 7月上旬 |

6 応募方法

(1) 提出書類

① 参加申込書

企画提案への応募について、別添「参加申込書」(様式1)により、FAX または E-mail で受け付ける。送信の事前または事後に必ず電話確認を行うこと。

また、「参加申込書」を提出後、諸般の事情により辞退する場合は、別添「辞退届」(様式4)を上記5(4)の期限までに FAX または E-mail で提出すること。

② 企画提案書

別添「企画コンペティション提案書」(様式3)に、次の内容を掲載した企画書(様式なし)を添付して提出すること。

ア 事業説明書

本業務の目的や仕様書の業務委託内容等を考慮した上で、提案理由や期待されるユニバーサルツーリズムの普及・啓発効果などを具体的に明記するほか、必要に応じて根拠となる資料を添付すること。

イ 全体スケジュール(当該事業全体にかかるスケジュール)

ウ 会社等概要書(現在の事業内容、過去の実績、登記簿の写し又は定款)

③ 参考見積書

別添仕様書の業務内容に係る見積りについて内訳を明記すること。

※ 正式な見積りについては、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

④ その他

- ・ これまでの実績やアピールしたい資料があれば併せて提出可。
- ・ 企画書は、A4横・長辺綴じとし、両面印刷の場合は、縦開きとすること。
- ・ 提出するすべての書類は2穴パンチをあげ、カバーを付けないこと。

(2) 提出の条件

① 企画書の提案は、1社につき1案に限る。

② 提出された企画書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。

③ 採用された企画書の使用権は委託者に帰属する。

④ 受託者決定後は、委託者と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正または変更する場合がある。

⑤ 企画書作成に関する経費は、企画提案者の負担とする。

(3) 提出部数

上記(1)の②及び④ 7部

上記(1)の①及び③ 1部

(4) 提出方法

持参もしくは郵送のみとする。

(5) 提出期限

6(1)①については、上記5(4)までに、6(1)②～④については、上記5(5)までに提出すること。郵送の場合も、期限までの必着とする。

7 選定方法及び選定結果

(1) 審査・選考の方法

選考委員会を開催し、審査の結果、最も内容が優れているとされた企画書を提出した者を契約の相手方の候補者として決定する。企画提案のプレゼンテーションは必要に応じて実施する。

なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問合せを行う。

(2) 選考結果

選考結果は企画提案者全員に対して文書により通知する。

8 応募に係る質問について

質問は、別添「質問書」(様式2)により、FAX または E-mail で受け付ける(電話による質問は受け付けない)。送信の事前または事後に必ず電話確認を行うこと。

質問受付期限は上記5(2)のとおり。

質問に対する回答は、質問者に対して、上記5(3)までに E-mail にて行い、県 HP でも公表する。

9 契約について

選考で最優秀提案者に決定した事業者は、提案した事業内容に基づき委託者と委託契約を締結するものとする。

(1) 事業内容

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて委託者との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

(2) 委託金額

事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、4に定める額を上限とする。

(3) 業務の再委託

委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

10 その他の留意事項

当事業による成果物の権利(著作権、著作権等)は委託者に帰属するものとする。

11 応募・連絡先

〒890-8577 鹿児島市鳴池新町10番1号

鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課 担当：今給黎

電話：099-286-3005 FAX：099-286-5580

メールアドレス：kdukuri@pref.kagoshima.lg.jp